

建設産業常任委員会

1 開 議 平成30年3月7日(水) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第27号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第28号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第29号 大田原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第30号 大田原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第31号 大田原市風致地区条例の一部を改正する条例の制定について

建設産業常任委員会名簿

委員長	高	瀬	重	嗣	出席	
副委員長	弓	座	秀	之	出席	
委員	星		雅	人	出席	
	前	野	良	三	出席	
	小	野	寺	尚	武	出席
	小	林	正	勝	出席	

当 局	建 設 部 長	鈴 木 祐 治	出席
	道 路 維 持 課 長	阿 久 津 誠 市	出席
	都 市 計 画 課 長	高 橋 一 成	出席

事 務 局	菊 池 康 弘	出席
-------	---------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット表示のとおりです。

当局の出席者は、鈴木建設部長、阿久津道路維持課長、高橋都市計画課長です。

◎議案第27号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第27号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（鈴木祐治君） 建設部長の鈴木でございます。本日同席しております道路維持課長の阿久津、都市計画課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第27号から議案第31号まで議会本会議におきまして、議案一括上程の際、概略説明させていただいたところでございますが、本日は担当の阿久津道路維持課長並びに高橋都市計画課長より改めましてご説明申し上げます。

初めに、日程第1、議案第27号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、阿久津道路維持課長よりご説明いたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 阿久津道路維持課長。

○道路維持課長（阿久津誠市君） おはようございます。道路維持課長の阿久津です。私から議案第27号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

タブレット181ページ、議案書補助資料をごらんください。大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令及び栃木県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、国道及び県道に準じた道路占用料とするため、条例の一部を改正するものです。

182ページの新旧対照表をごらんください。第2条及び第4条の改正につきましては、現在進めております都市計画道路3・3・2号大田原野崎線共同溝整備に伴い、電線共同溝に入溝される電線の占用料を大田原市道路占用条例に適用させるよう文言を追加するものであります。

3条中の日本鉄道建設公団につきましては、組織の名称変更に伴うものであります。

183ページに別表第2条関係の占用料料金につきましては、国道及び県道に準じた道路占用料とするため、関係部分の改正をするものであります。

180ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

す。

なお、電線共同溝は現在入溝できる状態であり、4月以降に東電、NTT、KDDI、情報等の電線が入溝を予定しております。

以上で説明を終わります。ご審議を賜り、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） まず、電線共同溝の整備等に関する特別措置法ですね、今ちょっと……

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員、マイクをお願いします。

○委員（小野寺尚武君） 今お話しありました電線共同溝の整備等に関する特別法、その許可というのですか、それで期間を決めて整備ということで始まったものですね。それは、例えば現在やっているところ、また今でも地域なんかもやっているのですけれども、終わったところはもうそれで完成すれば措置法から外れるということによろしいのですか。工事が終わったと、中央通りみたいなのが終わったわけです。中央通りなんかもかけてやっています。聞きたいのは、大体大田原市で今まで何メートルくらい、それを聞きたいわけなものですから、もしこっちが終わって、それが外れているといえ、こちらの今やっているところは、あそこでどのくらいかけて、メートル数をやるのか、まずそれを。

○委員長（高瀬重嗣君） 道路維持課長。

○道路維持課長（阿久津誠市君） 中央通りにつきましては、栃木県が主体になっておりまして、今進めまして抜柱のところまではほぼ終わっているかと思うのですが、詳しくにつきましてはちょっと確認しないとわからないところです。都市計画3・3・2号につきましては、延長につきまして約700メートルほどございます。もう現在管が全て整備終わりまして、あと電気と各家庭に取り出し口、そこまで整備されております。ですから、今後は順次4月以降に多分東電から入るのかなと思っておりますが、配管の中に入溝していただくような段取りとなっております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 今回の改正、他の自治体等から比べて比較的大田原市安いと思っているのですけれども、占用料ですか、今回また大田原市は安くなっています。他の自治体を見ると、とても高いところもあるようですけれども、これは安く今回も値下げしたということは、何か大田原市の場合は特殊な理由があるのでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣君） 道路維持課長。

○道路維持課長（阿久津誠市君） 大田原市の場合、先ほど説明しましたとおり、国につきましては29年4月1日に施行で、もう現在占用料改定になっております。栃木県につきましては、やはり今般4月同じく30年4月1日から同額の改正となっております。近隣市町としましては、那須塩原市もことし4月1日からということで協議をしておりますが、県内ほぼ国、県に準じているかと思うのですが、今小野寺委員が言うように、多少自治体によって、自治体というのですか、自分独自の料金を設けるところもあるかと思うのですが、大田原市におきましては国、県に準じて同額で進めております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） そして、この占用料、これはこの近辺では少ないと思うのですけれども、他の県とか、そういうのを見ますと、これからそうなるのかなと思うのですけれども、やはり場所場所で固定資産税の評価に準じて占用料というのですか、これを決めているところも出てきているのですけれども、大田原市の場合は、これはないようでありますけれども、そのような形になっているのでしょうか。固定資産の料金が当然道路で違いますから、それによって価格が違う場所も自治体もあるのですけれども、そこら辺はどうですか。現状のところそれがあのかどうか。

○委員長（高瀬重嗣君） 道路維持課長。

○道路維持課長（阿久津誠市君） お答えいたします。

今回国に準じているということで、国で平成27年度に固定資産税評価がえ、地価に対する賃料の水準の変動ということで占用料の見直しを行っております。それもあって平成29年4月1日から施行ということで国はしているのですが、それにただ大田原市も準じた額となります。国と同じような固定資産の評価がえは、市のほうはしておりません。国のあくまでも準じた額ということで考えております。

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 最後にもう一つ聞きたいのですけれども、占用物件があって、その費用を払うわけですけれども、これは占用許可を得ていないで、不法で占用するという方が結構商店街にはお店によってはあるわけです。そういうところは、場所によっては当然占用しているのですから、市に勧告して徴収するのだというような私は条例をつくるべきだと思っているのです。そういうところどうでしょうか、お考えは。当然やっているところもあるでしょうけれども、時々都市部なんかは多いのですけれども、お伺いします。

○委員長（高瀬重嗣君） 道路維持課長。

○道路維持課長（阿久津誠市君） 占用、個人、あと会社等のあれなのですが、実際は全部が全部占用の申請が委員が言うように出ているものではないと思います。漏れているものもあります。ただ、事後申請という形で私も受け付けておりますので、今後そういった形でわかった場合は、その所有の方をお願いして申請をしていただくという形をとりたいと思っております。

以上です。

（「わかりました」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第27号につきましては、原案を可とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第28号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第2、議案第28号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（鈴木祐治君） 続きまして、日程第2、議案第28号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定につきましても、阿久津道路維持課長よりご説明申し上げます。

○委員長（高瀬重嗣君） 道路維持課長。

○道路維持課長（阿久津誠市君） 議案第28号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

タブレット189ページの新旧対照表をごらんください。大田原市道路占用条例の改正に伴いまして、法定外公共物につきましても道路占用料に準じた使用料とするため、関係部分を改正するものであります。

187ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日より施行するものであります。

以上、ご審議を賜り、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第28号につきましても、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第29号 大田原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 日程第3、議案第29号 大田原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（鈴木祐治君） 続きまして、日程第3、議案第29号 大田原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高橋都市計画課長よりご説明申し上げます。

○委員長（高瀬重嗣君） 高橋都市計画課長。

○都市計画課長（高橋一成君） 都市計画課長の高橋です。私からは、議案第29号 大田原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の趣旨についてご説明いたしますので、191ページの議案書補助資料をごらんいただきたいと思えます。今回の改正につきましては、都市緑地法等の一部を改正する条例の制定について、都市公園法施行令の一部が改正され、都市公園を設置する地方公共団体は、都市公園に設ける運動施設の敷地面積に対する割合を都市公園法施行令に定める基準100分の50を参酌して、条例で定めることとなったため、条例の一部を改正するものであります。

具体的な改正内容をご説明いたしますので、193ページの新旧対照表をごらんください。第4条公園施設の設置基準に第3項といたしまして、政令第8条第1項の条例に定める割合は100分の50とするという条文を追加するものであります。

191ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとするものです。

以上となりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） では、お伺いします。

今この都市公園の敷地面積に対する運動施設の割合、現状がどれぐらいになっているのかということをお伺いさせていただければと思います。また、100分の50、参酌して定めたこの数字を目指していくということなのか、ちょっとこの数字の意味をお伺いできればと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 都市計画課長。

○都市計画課長（高橋一成君） 現在大田原市にあります公園数112公園ございますが、そのうち運動施設のある公園というのは8施設ございます。ちょっと細かい数字申し上げますと、まず美原公園につきましては、運動施設の割合が39.25%、下石上公園につきましては36.8%、佐久山運動公園につきましては27.06%、蛇尾川緑地公園につきましては32.81%、上石上公園につきましては58.98%、こちらは50を超えております。大田原グリーンパークにつきましては62.98%、こちらも50%を超えております。次に野崎東町交流公園、こちらは59.82%、水辺公園につきましてはグラウンドゴルフ場があるのですが、38.6%ということで、3公園で運動施設の割合が50%を超えておりますが、この50%というのは既存の施設については、これは及ばないということで、以前から100分の50という施行令で定める基準はあったのですが、こちらの3公園というか、大田原市内の公園全て都市公園内の運動施設として整備したものではなく、整備した後に都市公園として機能しているというような公園でありますので、この100分の50というのは及ばなかったということになります。あとの100分の50、この100分の50というのは今後整備される都市公園内の運動施設の割合ということでご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 星委員。

○委員（星 雅人君） 再度確認なのですがすけれども、新しく都市公園ができる場合、半分は運動施設にするという方針をここで定めるという考え方でいいのか確認します。

○委員長（高瀬重嗣君） 都市計画課長。

○都市計画課長（高橋一成君） 100分の50を超えないという形でご理解いただければと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 100分の50を超えてはならないということだと思うのですがすけれども、この背景は主にどのようなことでなったのか、まちづくりに当たっての公園の緑地とか農地等のオープンスペースですか、そういった多面的なことでなったのだらうと思っているのですがすけれども、そのところを確認いたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 都市計画課長。

○都市計画課長（高橋一成君） 背景というご質問なのですが、既存の運動施設のバリアフリー化を伴ったり、バリアフリー化を行ったり、敷地面積が増加する場合、国際基準に対応する場合改修して敷地面積を増加する場合などになるかと思うのですが、その場合は社会情勢等の変化に対応した改正等が困難である事例があるということで100分の50というのを、これは以前からもある基準ではあるのですがすけれども、それを参考にしまして、十分、地方公共団体に検討して条例で決めていきますというようなことになります。
以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 1点だけあとお聞きします。ちなみに、大田原市の1人当たりの公園というか、運動公園というのですか、難しいと思うのですがすけれども、どの程度なのか。

○委員長（高瀬重嗣君） 都市計画課長。

○都市計画課長（高橋一成君） 正確ではございませんが、10. 幾つと12. 幾つ、済みません。曖昧な答えで申しわけありませんが。大田原市の場合、開発等でできた公園は全て市のほうで管理するというような協定に基づいておりますので、公園数というのは先ほど申しましたように112というすごい数の公園となっておりますので、1人当たりの敷地面積も十分かと思えます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第29号につきましては、原案を可とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号 大田原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とする

ことに決しました。

◎議案第30号 大田原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第4、議案第30号 大田原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（鈴木祐治君） 続きまして、日程第4、議案第30号 大田原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、高橋都市計画課長よりご説明申し上げます。

○委員長（高瀬重嗣君） 都市計画課長。

○都市計画課長（高橋一成君） それでは、議案第30号 大田原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の趣旨についてご説明いたしますので、196ページの議案書補助資料をごらんください。今回の改正につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律による建築基準法の改正により、建築基準法第53条の建ぺい率の表記につきましても、建ぺいの「ぺい」の文字が平仮名だったものを常用漢字に置きかえる改正が行われました。また、都市計画法が改正されまして、用途地域に田園住居地域が新たに設けられることに伴い、建築基準法の別表第2におきまして、住居地域について規定することが新設されることにより、別表第2、いろはにほへの（ち）の項から（ま）の項までが（り）の項から（か）の項まで1個ずつ繰り下がることに伴い、条例の関係文を改正するものであります。

具体的な改正内容をご説明いたしますので、197ページの新旧対照表をごらんください。第5条の見出し及び同条中の「建ぺい率」を漢字表記に改めます。

次に、別表第2の地区整備計画区域の名称の部地区の項中の「建ぺい率」を漢字表記に改め、本町1丁目地区地区整備計画区域の部全地区の項中（3）の「別表第2（ぬ）項」を「別表第2（る）項」に改めます。

次のページ、198ページをごらんいただければと思います。中田原工業団地地区整備計画区域の部A地区の項中「市道1―1号線」を「市道内環状北大通り線」に改めることにつきましては、平成21年に市道の名称を変更しておりますので、あわせて今回改正するものでございます。B地区の項中の「別表第2（ち）項第3号」を「別表第2（り）項第2号」に改めますが、「第3号」を「第2号」に改めることにつきましては、平成18年に建築基準法が改正されたことに伴い、あわせて今回改正するものでございます。C地区の項中「市道1―1号線」を「市道内環状北大通り線」に、次の199ページに参りまして、（5）、「別表第2（ち）項第3号」を「別表第2（り）項第2号」に、（6）、「別表第2（り）項」を「別表第2（ぬ）項」にそれぞれ改めます。

195ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するとするものです。

説明は以上となりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） 内容については、文言の改正等なので、わかるのですが、建ぺい率で出てくる条例を全部改正するというので、この2件だけが上がってきているのか、それとも特段先にこれを変えなければいけないような理由があるのかということをお伺ひしたいと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 都市計画課長。

○都市計画課長（高橋一成君） 今回の改正につきましては、建ぺい率を漢字表記に改める全ての条例、要綱を変えてございます。都市計画が所管でない部分もございますので、それは今後常任委員会のほうで審査があると思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 建築基準法で先に何年か前に改正があって、そのまま現在の機会にということでは何か所かあるわけですが、その間に行政側としては不都合というのはなかったのでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣君） 都市計画課長。

○都市計画課長（高橋一成君） 確かに平成18年に改正されて、条例のほうは今回改正するわけなのですが、その間のこういった改正する案件というのはございませんでした。また、ちょっと言いわけがましいのですが、最近この条例が電算化されていますが、前は紙で管理していたものがデータ等で管理するようになりますと、文字を入れると検索できるようになるものですから、見落としがなくなったというのもございます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

意見があればお願ひをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第30号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号 大田原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第31号 大田原市風致地区条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第5、議案第31号 大田原市風致地区条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（鈴木祐治君） 続きまして、日程第5、議案第31号 大田原市風致地区条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高橋都市計画課長よりご説明申し上げます。

○委員長（高瀬重嗣君） 都市計画課長。

○都市計画課長（高橋一成君） それでは、議案第31号 大田原市風致地区条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の趣旨についてご説明いたしますので、202ページの議案書補助資料をごらんいただければと思います。今回の改正につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律により、建築基準法の改正によりまして、建築基準法第53条の建ぺい率の表記につきまして、建ぺいの「ぺい」の文字が平仮名だったものを常用漢字に置きかえる改正が行われたことに伴い、条例の関係条文を改正するものであります。

具体的な改正内容をご説明いたしますので、203ページの新旧対照表をごらんください。第4条第1項第1号イ及び第3号イの条文中の「建ぺい率」を漢字表記に改めます。

201ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するとするものです。

説明は以上となりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

小林委員。

○委員（小林正勝君） この風致地区というのは、指定された地区においては建造物や樹木の伐採などに一定の制限が加えられるということなのですが、ただ「建蔽率」に、これを直すだけでは後の規則とか規約とか、そういうものは改めるのではないですね。

○委員長（高瀬重嗣君） 都市計画課長。

○都市計画課長（高橋一成君） 内容等につきましては、漢字表記に置きかえるものだけなのですが、あと規則にも「建ぺい率」というのは出ておりますので、規則、済みません。ちょっと定かでない。そっこのほうも改正しております。内容については、何ら変更しておりません。「建ぺい率」の漢字表記というだけです。

（「内容は同じ」と言う人あり）

○都市計画課長（高橋一成君） はい。

（「はい、わかりました」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第31号につきまして、原案を可とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 異議なしと認めます。

よって、議案第31号 大田原市風致地区条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

以上で当局提出の付議事件の審査は終了いたしました。

当局の皆さんご苦労さまでした。

◎散 会

○委員長(高瀬重嗣君) 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これにて建設産業常任委員会を散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時30分 散会